地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則

平成 31 年４月１日
大阪市博物館機構規程第 56 号

（趣旨）

第１条　この規則は、地方独立行政法人大阪市博物館機構会計規程（以下「会計規程」という。）第 35 条及び第 36 条における契約規則として、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、以って契約事務の適正かつ効率的な執行を図るものとする。

（一般競争入札）

第２条　契約は一般競争入札の方法により締結するものとする。ただし、第 11 条又は第 15 条の規定により指名競争入札又は随意契約の方法による場合は、この限りでない。

２　一般競争入札に付する場合には、契約に係る公告をし、不特定多数の者をして入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者と契約を締結しなければならない。

３　必要があるときは、一般競争入札への参加資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を要件とする資格を定めることができる。

４　一般競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、契約の性質又は目的に応じて、前項の資格を有する者につき、さらに当該入札に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

５　前２項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

６　必要があるときは、大阪府及び大阪市の一般競争入札の参加資格を有する者について、一般競争入札に参加させることができる。

（一般競争入札の公告）

第３条　一般競争入札の公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に、法人のホームページに次に掲げる事項を掲載して行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情による場合は、掲示板に掲示してその掲載に代えることができる。

(1)　入札参加者の必要な資格
(2)　入札の場所及び日時
(3)　入札に付する事項
(4)　契約条項を示す場所
(5)　入札保証金に関する事項
(6)　入札の無効に関する事項
(7)　前各号に掲げるもののほか、入札について必要な事項

２　前項の場合において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の適用を受ける工事のうち予定価格が 500 万円以上のものに係る公告は、入札の日前に建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第６条に規定する見積期間をおかなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、入札準備に支障のない範囲でその期間を短縮することができる。

（入札保証金の納付及び還付）

第４条　一般競争入札を行うときは、入札に参加しようとする者から、その者が見積もる金額の 100 分の２以上の入札保証金（現金に代えて納付される証券を含む。）を納付させるものとする。

２　入札保証金は、落札者が納めたものについては契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、落札者が納めた入札保証金は、その者の申出により契約保証金に充当することができる。

（入札保証金の納付免除）

第５条　次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加しようとする者の入札保証金の納付を免除することができる。

(1)　入札に参加しようとする者が、大阪府及び大阪市の一般競争入札の参加資格を有する者等で、社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していると認められるとき。

(2)　入札に参加しようとする者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(3)　入札に参加しようとする者が、過去の入札（国、地方公共団体その他公共的団体との入札を含む。）において、落札後契約を確実に締結しているとき。

(4)　入札に参加しようとする者が、過去の契約（国、地方公共団体その他公共的団体との入札を含む。）において、契約を誠実に履行しているとき。

２　前項第２号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

（一般競争入札の予定価格等）

第６条　一般競争入札に付するときは、当該入札の予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により保管し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、入札及び契約の手続の透明性の向上を図るため必要と認めて当該入札執行前にその予定価格を公表するときは、この限りでない。

（低入札価格調査基準価格による落札者の決定）

第７条　一般競争入札により工事又は製造その他の請負契約を締結しようとするときは、予定価格の範囲内で低入札価格調査基準価格を設定することができる。

２　前項の低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者があったときは、低入札価格調査委員会を設置し、当該委員会が、当該価格によってはその者が当該契約内容に適合した履行が為されないおそれがないかを審査する。

３　前項の審査の結果、当該契約の内容に適合した履行が為されると認めた者のうち、当該価格の低い者を落札者とすることができる。

（最低制限価格による落札者の決定）

第８条　一般競争入札により工事又は製造その他の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

（同額入札の場合の決定方法）

第９条　前条の規定により落札となるべき同額の入札をした者が２者以上あるときは、当該入札事務を執行する職員は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。
２　前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

（総合評価制度）
第 10 条　一般競争入札により法人の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規程第 35 条第２項又は前２条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。
２　前項の規定により、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。
３　前２項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行うときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
４　総合評価一般競争入札を行うとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定するとき、又は落札者決定基準を定めるときは、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の４で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
５　総合評価一般競争入札を行う場合において、当該契約について第３条の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

（指名競争入札）
第 11 条　会計規程第　35 条第２項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
(1)　契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。
(2)　契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。
(3)　一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（指名競争入札の参加者の指名等）
第 12 条 第２条第３項から第６項までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。
２　前条の規定により、入札に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、５者以上を指名しなければならない。

（指名競争入札の入札保証金等）
第 13 条 第４条から第 15 条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

（一般競争入札又は指名競争入札への入札参加停止及び除外等）

第 14 条　特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争又は指名競争に参加させることができない。

２　次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後２年間は、一般競争又は指名競争に参加させないことができる。

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2)　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3)　落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4)　契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするために行う監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5)　正当な理由無く契約を履行しなかった者

(6)　契約の履行に当たり、前各号の一に該当する事実があった後、２年を経過しない者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者

３　大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）を一般競争入札又は指名競争入札に参加させることができない。

４　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者を一般競争入札又は指名競争入札に参加させることができない。

（随意契約）

第 15 条　会計規程第 35 条第２項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)　契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

(2)　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(3)　競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4)　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

(5)　落札者が契約を締結しないとき。

(6)　国、地方公共団体その他の公益法人、特別の法律により設立された法人と契約するとき。

(7)　外国で契約するとき。

(8)　別に定めるところにより資産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその資産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。

(9)　契約に係る予定価格（賃貸の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が 250 万円（税込）未満であるとき。

(10)　前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるとき。

２　前項第４号の規定により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

３　第１項第５号の規定により随意契約を行う場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付すときに定めた条件を変更することができない。

４　第 14 条の規定は、随意契約の相手方及び第 17 条第１項の見積書を徴収する相手方について準用する。ただし、理事長が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

（予定価格調書の作成と省略）

第 16 条　第６条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(1)　法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約を行うとき。

(2)　前条第１項第９号の規定による随意契約を行うとき。

（見積書の徴収及び省略）

第 17 条 随意契約によるときは、なるべく２者以上から見積書を徴収しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、契約相手方の見積書を徴収して、当該価格が適当であるかどうかを検討することにより比較見積書を省略することができる。

(1)　特定の者でなければ履行できないもの

(2)　同一の品質、規格、仕様等で業者により価格が異ならないもの

(3)　取引の実例価格を考慮して、価格が適当と認められる１件の取引価格が 10 万円未満のもの

(4)　ボイラーの修理等のように事前に修理箇所の特定ができないなど、適正な見積の比較が期待し得ないもの

(5)　緊急に修繕する必要がある場合で、契約金額が 50 万円未満のもの

(6)　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第２条第２項から第４項で規定する施設との随意契約を行うもの。

３　前２項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、契約の目的及び性質により見積書の徴取を省略することができる。

(1)　新聞、官報、その他定期刊行物であって価格が通常定価であり、かつ、周知されているもの

(2)　例規等などの追録

(3)　定価、送料等が表示されている書籍等

(4)　電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約

(5)　あらかじめ料金が定まっている物品、会場等の購入又は賃借等

（契約書の記載事項）

第 18 条 契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。

(1)　契約の履行場所

(2)　契約代金の支払い又は受領の時期及び方法

(3)　監督及び検査

(4)　履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(5)　契約の内容に適合しない場合における契約者の責任（全号に掲げる事項を除く。）

(6)　危険負担

(7)　契約に関する紛争の解決方法

(8)　その他必要な事項

（契約書の省略）

第 19 条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が 100 万円以下（工事又は製造の請負については 150 万円以下）の契約を締結しようとするとき。

(2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付して物品を引き取るとき。

(3) 国、地方公共団体その他公共的団体と契約を締結しようとするとき。

(4) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。

(5) あらかじめ料金が定まっている物品、会場等の購入又は賃借等の契約を締結しようとするとき。

(6) 前各号に掲げる場合を除くほか、理事長が契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。

（前払い）

第 20 条　工事請負契約により、前払いする必要があるときは、相手方が保証事業会社と前払金保証契約を締結することを条件として、契約金額の 10 分の３以内の範囲で前払いすることができる。

２　前項の前払いをする場合は、あらかじめ仕様書にその旨を定めることとする。

（部分払い）

第 21 条　工事又は製造その他の契約において、契約に係る既済部分に対し、完成前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、別に定める検査調書又は検収調書に基づき、工事又は製造その他の請負契約にあっては、その既済部分に対する代価の 10 分の９、物件の購入契約にあっては、その既納部分の代価の範囲内で部分払いをすることができる。

２　前項の部分払いをする場合は、あらかじめ仕様書にその旨を定めることとする。

（契約保証金の納付）

第 22 条 契約を締結する場合には、契約の相手方から契約金額の 100 分の５以上の契約保証金（現金に代えて納付される証券を含む。）を納付させるものとする。

（契約保証金の納付免除）

第 23 条　契約を締結する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令（昭和 22 年４月 30 日勅令第 165 号）第 100 条の３第２号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が、過去２年の間に法人、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(4) 契約金額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認

められるとき。

(5) 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。

(7) 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(8) 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(9) 理事長が特に納付の必要がないと認めたとき。

２　前項第３号の規定により契約保証金の納付の免除を受けようとする者は、契約保証金免除申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

（監督）

第 24 条　会計規程第 37 条に規定する監督をする者（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な詳細設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

２　監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

３　監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（検査）

第 25 条　会計規程第 37 条の規定により検査をする者（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

２　検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

３　前２項の場合において必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊、分解又は試験をして検査を行うものとする。

４　前３項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から 14 日以内にしなければならない。

（検査調書の作成）

第 26 条　検査職員は、前条の検査が完了したときは、直ちに検査調書（様式第２号）を作成しなければならない。ただし、契約に係る支払代金が 40 万円以下であるとき、又は電気、ガス、水道及び電信電話並びに物品の購入に係る契約であるときは、納品書、工事完了届等に検査職員が押印することでこれに代えることができる。

（履行遅延による違約金）

第 27 条　契約の相手方が、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額(履行が可分の契約であるときは、履行遅延となった部分の契約金額)につき年５％の割合で計算した額の違約金を徴収しなければならない。ただし、法令に特別の定めのある場合又は別に定める場合は、この限りでない。

（補則）
第 28 条 この規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則
この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附 則
この規程は、令和元年 10 月１日から施行する。

附 則
この規程は、令和３年　９月１日から施行する。

（様式第１号）

契約保証金免除申請書

令和　　年　　月　　日

地方独立行政法人
大阪市博物館機構理事長　　様

所　　在　　地

商号又は名称

代表者職・氏名
印

今般、　　に関し、下記のとおり地方独立行政法人大阪市博物館機構契約規則第23条第１項第３号に該当しますので、契約保証金の納付を免除されるよう申請いたします。

記

契約履行年月日	契 約 件 名	契約金額	取引先

◎この申請書には過去２年間に履行したもののみ記入してください。

（様式第2号−1）

令和　　年度

物品買入検査調書

完　納
第　　回分納

契約件名			
契約番号	第　　号	契約日	
契約の相手方		契約金額	
納入場所		検査合格高	
納入期限		検査合格高	（　　）

品名	形状寸法	単位	数量	納入		検査			備考
				月日	数量	月日	合格数	不合格数	
		枚							

上記のとおり　完納／分納　を認めます。

検査日

摘要	
既支払済金額	0円
今回支払金額	
残金額	0円

検査職員（課・補職名）（氏名）　　㊞

検査職員を直接補助する係長（補職名）（氏名）　　㊞

検査補助者（氏名）　　㊞

（注）1 履行遅延したものについては、履行遅延理由書を添付すること。

2 摘要欄には止むを得ず当機構の都合により履行遅延等があったときは、その理由を詳細に記載する。（検査職員押印のこと）ほか、その他必要な書類を添付すること。

3 検査時期については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条を参照のこと。

総務課長	代理	係長

（様式第2号-2）

令和　　年度

事業請負検査調書

完成 ・ 完納
第　　回中間

事業名称			
契約番号	第　　号	契約金額	
契約の相手方			
工事納入場所		検査合格額	
工事納入期限（期間）		出来高歩合	（　　）
完成・完納 中間出来高基準年月日		検査年月日	
摘要	契約金額　0円 検査合格高　0円 既支払済金額　0円 今回支払金額 残金額　0円	添付書類 （必要なものに〇を付すること）	出来高明細書 試験成績書 履行遅延理由書 月次報告書

上記のとおり　完成・完納 / 中間出来高　を認めます。

検査職員（課・補職名）（氏名）　　㊞

検査職員を直接補助する係長（補職名）（氏名）　　㊞

検査補助者（氏名）　　㊞

（注）1 履行遅延したものについては、履行遅延理由書を添付すること。

2 摘要欄には止むを得ず当機構の都合により履行遅延等があったときは、その理由を詳細に記載する。（検査職員押印のこと）ほか、その他必要な書類を添付すること。

3 検査時期については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条を参照のこと。

総務課長	係長	係員